

「日本再興戦略」改訂 2015（抜粋）
（平成27年6月30日閣議決定）

一. 日本産業再興プラン

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii）残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

b）更なる規制改革事項等の実現

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しや本年6月までに全国から募集した提案に加え、以下の規制改革事項のうち、国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、これまでと同様に、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革提案についても、必要に応じ、構造改革特区・総合特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年2回は提案募集を実施する」としていることに基づき、全国の自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

⑭ 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

・現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。

グローバル人材の活用 ビッグデータの 利用促進

広島県

- 多様な外国人材の受入れ
 - －家事支援
 - －創業
 - －医師（診療所）
 - －クールジャパン関連
- 雇用労働相談センター



共通の取り組み

- 外国人材の受入れ
 - －地場産業
 - －観光サービス
- スポーツ・ベンチャー支援
- 国際教育拠点の整備
 - －獣医師系（ライフサイエンス
などの新たに対応すべき分野）

- 民間主導の「道の駅」
- 官から民への人材流動化センター
- ドローンによる橋梁点検

今治市

国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）

平成 26 年 5 月 1 日 内閣総理大臣決定
平成 27 年 8 月 28 日 一 部 変 更
平成 28 年 1 月 29 日 一 部 変 更

X. 広島県・愛媛県今治市

1. 対象区域

広島県及び愛媛県今治市

2. 目標

「しまなみ海道（西瀬戸自動車道）」で繋がる広島県と今治市において、多様な外国人材を積極的に受け入れるとともに、産・学・官の保有するビッグデータを最大限に活用し、観光・教育・創業などの多くの分野におけるイノベーションを創出する。

3. 政策課題

- (1) 創業人材を含めた高度外国人材の集積の推進
- (2) 雇用ルールの特化によるグローバル企業・新規企業への支援
- (3) 地場製造業や新たなホスピタリティ・サービス産業の活性化
- (4) スポーツ・教育面における国際交流拠点の整備
- (5) 観光分野における先進的な「自治体間連携モデル」の推進

4. 事業に関する基本的事項

（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

<雇用・労働>

- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し【家事支援、創業】
- ・ クールジャパン外国人材の就業促進
- ・ 技能実習制度の拡充
- ・ 高度人材ポイント制度の拡充
- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化【官民人材】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 「道の駅」の設置主体（地方公共団体等）の民間拡大

<教育>

- ・ 国際教育拠点の整備（獣医師系（ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野））

<医療>

- ・ 臨床修練制度を活用した外国人医師の診療所における診察【外国医師診療所】

<その他>

- ・ 小型無人機による公共インフラの保守管理など

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項(※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部】	医学部の新設
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占用基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など (※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

略 称	平成 26 年 10 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議及び平成 27 年 3 月 19 日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめにおける主な規制改革事項など
【公証人】	公証人の公証役場外における定款認証
【家事支援】	外国人家事支援人材の活用
【創業】	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
【官民人材】	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化
【医療法人】	医療法人の理事長要件の見直し
【シルバー人材】	農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
【地域限定保育士】	「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)
【NPO】	NPO法人の設立手続きの迅速化
【国有林野】	国有林野の民間貸付・使用の拡大
【iPS】	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
【都市公園保育所】	都市公園内における保育所設置の解禁
【外国医師診療所】	外国医師による診療範囲の拡充